

知財教育の新しい動き

三重県立津商業高等学校

世良 清 仲 卓哉

Sera@cty-net.ne.jp

学習指導要領における知的財産権

- 高等学校 工業(工業技術基礎)
 - ・職業資格及び知的財産権
- 高等学校 商業(商品開発)
 - ・商品開発と知的財産
 -商標権、意匠権、著作権
 - ・知的財産権の取得
- 高等学校 商業(経済活動と法)
 - ・権利義務と財産権 知的財産権の保護と活用
- 高等学校 商業(電子商取引)
 - 知的財産権の保護と活用

知的財産権とは

- 著作権

 - 著作者人格権、著作者財産権

- 産業財産権

 - 特許権、実用新案権、意匠権、商標権

- その他

 - 回路配置利用権、品種登録、営業秘密など

知財教育の定義・・・まず知財とは

- 「知的財産」・・・発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
 - 「知的財産権」・・・特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、育成者権その他知的財産に関して法令により定められた権利または保護される利益に係る権利
-

知財教育の定義・・・では知財教育とは

- 「**狭義の知財教育**」・・・法的に権利化し、独占的であり経済的価値を有する権利である産業財産権の取得や保守管理を習得させること
- 「**広義の知財教育**」・・・人の精神的・知的な創造活動の結果の創作物やその価値を評価・活用を習得させること

統合的な知財教育とは

- 著作権（文化の発展）と
産業財産権（産業の発展）
 - 知的財産と知的財産権
-

知財教育・知財啓発を進めるための 基盤整備

- ・未成年者のプライバシー保護の問題
 - ・「学業発明」の問題
-

商標出願

商願2016-025162

係属 / 存続-出願-審査待ち

(210)出願番号 : 商願2016-25162

(220)出願日 : 平成28年(2016)3月8日

先願権発生日 : 平成28年(2016)3月8日

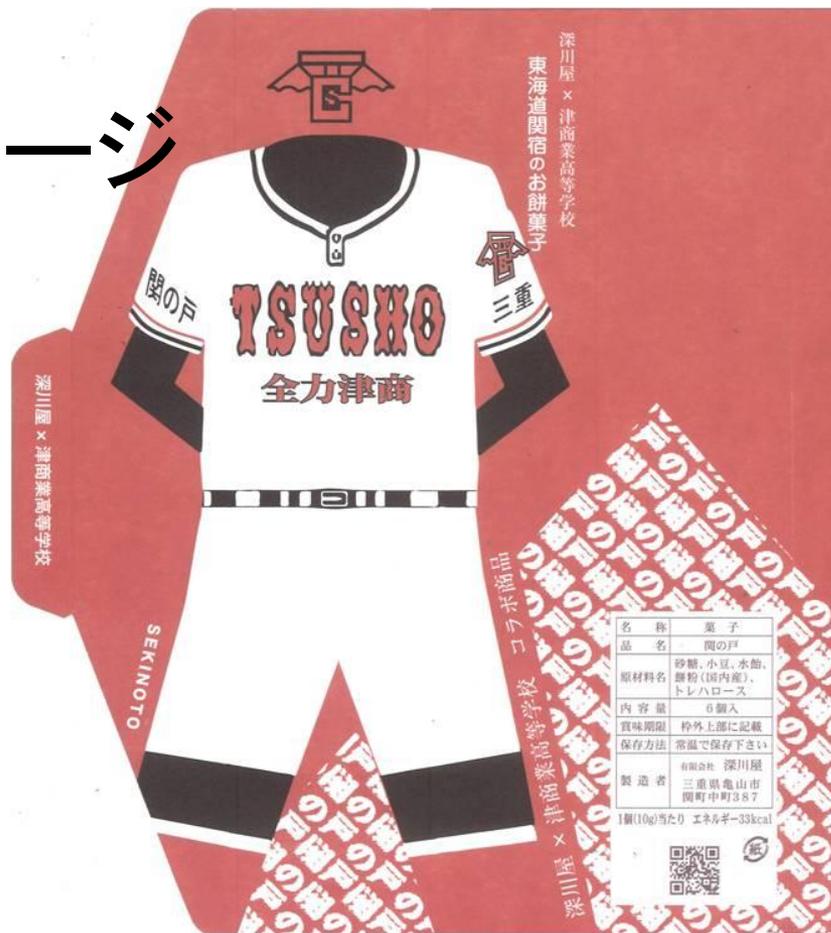
最終処分日 :

最終処分種別 :

出願種別 :



第三弾 津商スポーツPRパッケージ



職務発明

VS

学業発明

- 業務命令 VS 指導を受ける
- 組織の主体者 VS 組織の従属者
- 給与を受ける VS 授業料を納める
- 報奨金あり VS 報奨金なし

権利の帰属先は？

- ・ 学校 ? ← × 公立学校の場合は、法人格がない
- ・ 学校設置者 ← ? 都道府県知事等、学校法人
- ・ 校長個人 ← × 意思形成に関与していない
学校の管理者ではあるが、財産権を認めるものではない
- ・ 指導した教員 ← 関与の程度による案分
- ・ 学生・生徒・児童 ← 関与の程度による案分

ご清聴ありがとうございました。
